議第101号

高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例の一部を改正する条例について

高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月1日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

道路交通法の改正に伴い改正しようとする。

高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例の一部を改正する条例 高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例(平成7年高山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(使用の許可)	(使用の許可)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項に規定する庁舎駐車場を使用できる自	2 前項に規定する庁舎駐車場を使用できる自
動車は、道路交通法(昭和35年法律第10	動車は、道路交通法(昭和35年法律第10
5号。以下「法」という。)第3条に規定す	5号。以下「法」という。)第3条に規定す
る中型自動車及び普通自動車で、大きさ(積	る中型自動車 <u>、準中型自動車</u> 及び普通自動車
載物を含む。)が長さ5.5メートル以下の	で、大きさ(積載物を含む。)が長さ5.5
ものとする。ただし、市長が必要と認めた場	メートル以下のものとする。ただし、市長が
合は、この限りでない。	必要と認めた場合は、この限りでない。
3 (略)	3 (略)

附則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。